詳細条件審査型一般競争入札の実施に係る掲示文兼入札説明書
【余裕期間制度（任意着手方式適用）・総合評価方式・電子入札対象案件】

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部の以下３(1)に係る工事の入札等については、この掲示文兼入札説明書による。

１　掲示日　令和８年 10 月 19 日（月）
２　発注者・掲示責任者
　独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部　本部長　井添　清治
　東京都新宿区西新宿６－５－１
３　工事概要等
(1)　工事概要

工事名	Ｒ０８北砂五丁目他１団地橋梁修繕調査工事（以下、「本工事」という。）
工事場所	東京都江東区北砂５－20 ほか
工事内容	【北砂五丁目団地】 １.橋梁補修工 （２径間連続箱桁鋼橋１橋、H 型鋼橋２橋、鋼溶接Ｉ桁橋２橋、Ｉ桁橋３橋） ①塗装塗替工（錆転換型塗装） ②橋面防水工 ③高圧洗浄工 ④伸縮装置補修工ほか 【芝山団地】 １.橋梁補修工 （サンドイッチ鋼床版橋１橋、単純プレートガーター橋１橋） ①塗装塗替工（錆転換型塗装） ②断面修復工 ③ひび割れ補修工 ④排水設備補修工ほか 詳細は別冊設計図書のとおり。
工期	当初設定工期：令和９年１月 23 日から令和 11 年２月 17 日まで(予定) 一次指定工期（芝山団地）：令和９年 10 月 31 日 工事着工期限日：令和９年５月 15 日(予定) 実工事期間：757 日 （余裕期間制度（任意着手方式）を採用した場合は、その分指定部分工期を変更する） ※　実工事期間には準備工事を含む。工事着工日の設定による日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日(以下「祝日」という。)の増減は考慮しない。 ※　本工事の工事着工日については、工事着工期限日までの間で落札者

	が選択できることとする。 ※　落札者は、契約締結日前に工事着工日通知書を機構に提出することとし、工事着工日から起算し上記実工事期間を加えた工期を契約工期とする。 　なお、工事着工日から起算し、上記実工事期間を加えた工期が、８月12日から８月16日までを含む場合は５日を、12月29日から１月７日までを含む場合は10日を加算した工期を契約期間とする。本工事の当初設定工期は、12月29日から１月７日及び８月12日から８月16日を含み、また猛暑日（WBGT31以上）を考慮していることから、実工事期間に45日を加算している。(猛暑日として見込んでいる日数等の詳細は現場説明書による) ※　契約締結日の翌日から工事着工日までの期間を、受注者が工事準備を行うことができる余裕期間とする。 ※　余裕期間内は、監理技術者等を設置することを要しない。また、現場に搬入しない資機材等の準備を行うことができるが、資機材の工事現場への搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

(2)　工事の実施形態

以下に掲げる「対象」(□が黒塗り(■)となっている項目)の工事である。

対象	内容
総合評価 (■対象/□対象外)	本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の受付の際に「企業の技術力」等に関する資料を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の工事である。評価に関する基準は、別紙２「総合評価要領」による。
低入札業者参加制限 (■対象/□対象外)	本工事は、一定の条件に該当する低入札価格調査対象工事業者の入札への参加を制限する等の試行工事である。
電子入札 (■対象/□対象外)	本工事は、申請書の提出(ただし、資料は持参又は郵送するものとする。)及び入札等を電子入札システムにより行う。 なお、電子入札システムにより難いものは、本部長の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。(様式は、機構ホームページ→入札・契約情報→電子入札→電子入札運用基準からダウンロードし、申請書提出までに６(1)へ「紙入札方式参加承諾願」を２部提出すること。)
余裕期間制度 （発注者指定方式） (□対象/■対象外)	本工事は、余裕期間制度（発注者指定方式）よる契約方式（発注者が工事着工日を指定した工期に、受注者が工事準備を行うことができる余裕期間を付した契約方式）である。詳細は、別添１による。
余裕期間制度 （任意着手方式） (■対象/□対象外)	本工事は、余裕期間制度（任意着手方式）による契約方式(受注者が一定の期間内で工事着工日(工期の始期日をいう。)を選択することができ、書面によりこれが明確になっている契約方式)の試行工事

対象	内容
	である。詳細は、別添１による。
余裕期間制度 （フレックス方式） （□対象/■対象外）	本工事は、余裕期間制度（フレックス方式）による契約方式（受注者が全体工期（工事完了期限）内で工事着工日及び工期末を選択することができ、書面によりこれが明確になっている契約方式）である。詳細は、別添１による。
施工体制確認型 （□対象/■対象外）	本工事は、品質確保のための体制、その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式(以下、「施工体制確認型」という。)の工事である。
施工技術確認型（タイプＢ） （■対象/□対象外）	本工事は、施工上の工夫等を評価するとともに、居住者への配慮等をより評価する工事である。
成績評定非評価型 （□対象/■対象外）	本工事は、価格以外の要素のうち、企業の実績及び配置予定技術者の実績の項目において、当機構における同種工事の成績評定点に代え､公共工事を発注する機関の同種工事の実績を評価する方式(以下、「成績評定非評価型」という。）の試行工事である。
不落随契 （■適用/□適用外）	入札執行回数は、原則として２回を限度とする。ただし、２回目の入札で落札者がいないときは、直ちに又は別に日程を定めて、２回目の入札参加者の中から希望者を募り、見積もり合わせを行うことがある。なお、見積もり合わせの執行回数は、原則として２回を限度とする。
専任特例２号 （■対象/□対象外）	本工事は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条第３項ただし書第二号（専任特例２号）の規定の適用を受ける監理技術者の配置を認める工事である。
施工箇所が点在する工事 （■適用/□適用外）	本工事は、施工箇所が点在する工事であり､『北砂五丁目団地』及び『芝山団地』ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事の積算方法」による工事である。 本工事における共通仮設費の金額は、施工箇所毎に算出した共通仮設費を合計した金額とする。また、現場管理費の金額も同様に、施工箇所毎に算出した現場管理費を合計した金額とする。 なお、共通仮設費率及び現場管理費率の補正（施工地域による補正等）については、施工箇所毎に設定する。
週休２日制促進工事 （■適用/□適用外）	本工事は、受発注者双方が工程調整を行うことにより、週休２日を達成するよう工事を実施する「週休２日促進工事（発注者指定方式)」である。実施方法の詳細については、現場説明書の記載による。
居住者等第三者災害防止を徹底する工事 （■適用/□適用外）	本工事は、居住者等第三者災害防止を徹底する工事である。 受注者は、工事請負契約締結後速やかに「居住者等第三者の安全確保に関する確認書」を、記名押印のうえ、下記の担当課（工事監理担当課）へ提出すること。詳細は現場説明書による。

対象	内容
	提出場所：〒163-1382 東京都新宿区西新宿６－５－１新宿アイランドタワー22 階 独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部 技術監理部　企画第４課（工事監理）　電話：03-5323-2753

(3)　競争参加資格、入札手続きの期間等

以下、本文中で参照する資格、期間等については別表のとおり。

別表

３　工事概要等	
(4) 設計図面等交付の受付期間	令和８年 10 月 19 日(月)から令和８年 11 月 11 日(水)の午前 10 時から午後４時まで。(ただし、土曜日、日曜日及び祝日並びに、正午から午後１時の間は除く)。
４　競争参加資格	
(2) 業者登録	「保全土木」
(9) 建設業の許可及び施工実績	地区：東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県、茨城県 建設業許可：「土木一式工事」 施工実績：平成 23 年度以降の上記地区の保全土木工事又は造園工事の元請けの施工実績
(10) 企業の施工実績	平成 23 年度以降且つ、申請書及び資料の提出期限までに元請けとして完成した以下のいずれかの工事の施工実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20%以上の場合のものに限る。)。 ・ＲＣ造又はＳＲＣ造の居住中の共同住宅（単身向け、社宅及びリゾートマンションなどを除く）の敷地内における幅員３ｍ以上の舗装等を含む土木修繕工事(主な工事内容が道路修繕、通路修繕、排水管渠修繕、外柵修繕、駐車場修繕工事であるものをいう。)又は幅員３ｍ以上の舗装等を含む造園工事で、１件当たり請負金額が 50 百万円以上（変更含む）の工事 ・幅員３ｍ以上の舗装等を含む供用開始済みの道路の修繕又は改修を含む公共工事で、請負金額が１件当たり 50 百万円以上（変更含む）の工事 ・供用開始済みの下水道の修繕又は改修を含む公共工事で、請負金額が１件当たり 50 百万円以上（変更含む）の工事 ・供用開始済みの橋梁、法面、擁壁の修繕又は改修を含む公共工事で、請負金額が１件当たり 50 百万円以上（変更含む）の工事 ※土木修繕工事とは、主な工事内容が道路修繕、通路修繕、排水管渠修繕、外柵修繕、駐車場修繕、橋梁修繕、法面修繕、擁壁修繕

	工事であるものをいう。
(11)　技術者	①　資格要件 １級土木施工管理技士の資格を有する者若しくはこれらと同等以上の資格を有する者として国土交通大臣が認定した者。 ②　工事経験 平成 23 年度以降且つ、申請書及び資料の提出期限までに元請けとして完成した以下のいずれかの工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20%以上の場合のものに限る。）。 ・ＲＣ造又はＳＲＣ造の居住中の共同住宅（単身向け、社宅及びリゾートマンションなどを除く）の敷地内における幅員３ｍ以上の舗装等を含む土木修繕工事（主な工事内容が道路修繕、通路修繕、排水管渠修繕、外柵修繕、駐車場修繕工事であるものをいう。）又は幅員３ｍ以上の舗装等を含む造園工事で、１件当たり請負金額が 25 百万円以上（変更含む）の工事 ・幅員３ｍ以上の舗装等を含む供用開始済みの道路の修繕又は改修を含む公共工事で、請負金額が１件当たり 25 百万円以上（変更含む）の工事 ・供用開始済みの下水道の修繕又は改修を含む公共工事で、請負金額が１件当たり 25 百万円以上（変更含む）の工事 ・供用開始済みの橋梁、法面、擁壁の修繕又は改修を含む公共工事で、請負金額が１件当たり 25 百万円以上（変更含む）の工事 ※土木修繕工事とは、主な工事内容が道路修繕、通路修繕、排水管渠修繕、外柵修繕、駐車場修繕、橋梁修繕、法面修繕、擁壁修繕工事であるものをいう。
(13) 低入札価格調査対象となった場合の追加配置技術者 （■対象／□対象外）	①低入札価格調査対象となった場合には、主任技術者または監理技術者と同等の資格要件（上記（11）②に掲げる工事経験を除く。）を有する専任の技術者を１名以上追加配置できること。共同企業体の場合には、おのおのが、１名以上追加配置できること。 ②追加配置する専任の技術者名簿については、低入札価格調査時に資格要件等の確認できる資料を添付して報告すること。
５　設計業務等の受注者等	
(1) 設計業務等の受注者	NE テクノ株式会社
６　担当支社等（問合せ先）	
(1) 一般競争参加資格の申請、入札方法等	〒163-1382 東京都新宿区西新宿６－５－１新宿アイランドタワー19 階 独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部 総務部調達管理課　電話：03-5323-4307

(2) 申請書及び資料等	〒163-1382 東京都新宿区西新宿６－５－１新宿アイランドタワー17 階 独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部 技術監理部企画第４課　電話 03-5323-2414
7　競争参加資格の確認	
(1) 一般競争参加資格の提出期間	令和８年 10 月 19 日(月)から令和８年 11 月４日（水）の午前 10 時から午後４時まで。(ただし、土曜日、日曜日及び祝日並びに、正午から午後１時の間は除く)。
(2) 申請書、資料の提出期間	令和８年 10 月 20 日(火)から令和８年 11 月 11 日(水)の午前 10 時から午後４時まで。(ただし、土曜日、日曜日及び祝日並びに、正午から午後１時の間は除く)。
(6) 競争参加資格通知	令和８年 12 月３日(木)まで
8　苦情申立て	
(1) 苦情申立期限	令和８年 12 月 10 日(木)午後４時
(2) 説明回答期限	令和８年 12 月 17 日(木)まで
10　掲示文兼入札説明書に対する質問	
(1) 質問書提出期間・場所	電子入札システムにより提出すること。質問書様式は、別記４による。(電子入札システムによる場合も、エクセル形式にて提出する。) 機構ＨＰ掲載の「受注者操作マニュアル_06_質問回答(https://www.ur-net.go.jp/order/e-bid.html)」を遵守すること。 ただし、本部長の承諾を得た場合は、質問書を持参し、次の場所に提出すること。 ① 提出期間：令和８年 11 月 12 日(木)から令和８年 12 月３日(木)の午前 10 時から午後４時まで。(ただし、土曜日、日曜日及び祝日並びに、正午から午後１時の間は除く)。 ②提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、本部長の承諾を得た場合は、質問書を持参し、次の場所に提出するものとする。 ③提出場所：〒163-1382 東京都新宿区西新宿６－５－１　新宿アイランドタワー17 階 独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部 技術監理部企画第３課 電話 03-5323-2487
(2) 回答閲覧期間・場所	電子入札システムにより閲覧に供するが、紙により質問書を提出した者の回答及び機構からの補足訂正事項等を閲覧に供する場合もあるので、電子入札にて提出した場合も必ず閲覧すること。 ① 閲覧期間：令和８年 12 月 14 日(月)から令和９年１月 13 日(水)の午前 10 時から午後４時まで。(ただし、土曜日、日曜日及び祝

	日並びに、正午から午後１時の間は除く)。 ②閲覧場所：〒163-1382 東京都新宿区西新宿６－５－１新宿アイランドタワー17 階 独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部 技術監理部　閲覧コーナー
11　入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法	
(1)　入札日時	令和９年１月 14 日(木)午前 10 時から正午まで(予定)
(2)　開札日時	令和９年１月 15 日(金)午前 11 時 00 分(予定)
18　落札者の決定方法	
落札者の決定方法	別紙２「総合評価要領」のとおり。
その他個別事項	
居住中の賃貸住宅で行う工事	居住者（及び近隣住民等）に対する配慮が求められるものである。所轄の住まいセンターと連携して対応することに留意されたい。
単価	本工事の積算に当たっては、令和８年３月から適用する公共工事設計労務単価を適用している。

(4)　設計図面等の交付期間及び交付方法等

①　交付期間　別表による。

②　交付方法

交付を希望する場合は、別紙１設計図面等交付申込書を上記①の期間に FAX にて送信し申し込むこと。交付方法は、下記イ、ロから選択し、交付申込書の□を塗りつぶすこと。

イ　設計図面・現場説明書のＰＤＦデータをＣＤに収録し無償交付

ロ　設計図面を機構内コピーセンターで有償印刷、現場説明書は PDF データを CD に収録し無償交付

※　ただし、どちらの場合も送料(宅配便による着払い)は、交付申込者の負担とする。

※　総務部調達管理課にてＦＡＸ受領後、購入申込書を当本部コピーセンター受託業者「株式会社ブルーホップ」(以下「コピーセンター」という。)に回付した時点で、申込者とコピーセンターとの間で設計図面及び現場説明書等販売契約が成立するものとする。

※　コピーセンターは、ＦＡＸ受領後(ＦＡＸ受領が午後以降の場合は、翌営業日扱い)、３営業日後(土曜日、日曜日及び祝日は営業日として数えない。)までに、設計図面及び現場説明書等が申込者に到着するように発送する。３営業日を過ぎて到着しない場合は、下記③総務部調達管理課に電話にて確認すること。

※　設計図面及び現場説明書等の交付に当たって、上記ロの有償印刷を希望した場合には、代金については、設計図面及び現場説明書等に同封するコピーセンター発行の請求書により、銀行振込等にてコピーセンターに支払うものとする。

③　申込先

申込み先：独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

コピーセンター受託業者：株式会社ブルーホップ

ＦＡＸ　：03－5323－4785(この番号は、総務部調達管理課のＦＡＸ番号)

問い合わせ：独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

総務部調達管理課　電話：03-5323-2574

4　競争参加資格

(1)　独立行政法人都市再生機構会計実施細則(平成 16 年独立行政法人都市再生機構達第 95 号)第 331 条及び第 332 条の規定に該当する者でないこと。

(2)　当機構東日本地区における令和７・８年度の一般競争参加資格について、別表に示す業者登録の認定を受けていること。

(会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当機構東日本賃貸住宅本部長(以下「本部長」という。)が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査により別表に示す業者登録の再認定を受けていること。)

(3)　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

(4)　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本件工事の施工場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。

(5)　工事請負契約の締結又は履行に当たって不誠実な行為があり、工事受注者として不適当であると認められる者でないこと。なお、不誠実な行為とは、当機構発注工事において、重大な契約不適合が認められるにもかかわらず、契約不適合の存在自体を否定する等の行為をいう。

(6)　本工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(7)　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。(詳細は、機構ＨＰ→入札・契約情報→入札心得・契約関係規程→入札関連様式・標準契約書→標準契約書等について→別紙暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者、を参照)

(8)　当機構東日本賃貸住宅本部(以下、「当本部」という。)又は(株)ＵＲコミュニティ(住まいセンターを含む。以下同じ。)が発注した工事成績について、申請書等の提出期限日前１年以内の期間に完成したのものにおいて 60 点未満のものがないこと。(通知されていないものを除く。)

(9)　別表の地区のいずれかに別表の建設業許可を受けた本店、支店若しくは営業所があること、または、別表の地区のいずれかにおいて別表に示す年度以降に当機構(住まいセンター及び住宅管理センターを含む。)が発注した、別表の施工実績を有する者であること。

(10)　別表に示す施工実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20％ 以上の場合のものに限る。)

(11)　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できること。ただし、建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 26 条第３項及び建設業法施行令(昭和 31 年政令第 273 号)第 27 条第１項に該当する場合は、当該技術者は専任とすること。

①　資格要件は別表による。

②　工事経験は別表による。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であ

ること。

④　申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。なお、恒常的雇用関係とは申請書の提出日以前に３か月以上の雇用関係があることをいう。

(12)　当機構又は(株)ＵＲコミュニティが東日本地区で発注した上記(2)の工事種別「保全土木」又は「造園」（植物管理工事を除く）において調査基準価格を下回った価格をもって、令和６年４月以降に工事を契約し、工事成績評定に 68 点未満（工期末が令和６年 10 月１日以降の工事については 70 点とする）がある者(共同企業体又は共同企業体の構成員が該当する場合を含む。)で、当機構が発注した上記(2)の工事種別「保全土木」又は「造園」（植物管理工事を除く）において調査基準価格を下回った価格をもって入札し、調査基準価格を下回った価格で工事を契約し施工中の者は、資料の提出期限において当該工事が終了し、品質・出来形等の確認が完了していること。

(13)　低入札価格調査対象となった場合の追加配置技術者については別表のとおり。

(14)　以下のいずれかについて届出の義務があり、当該義務を履行していない建設業者でないこと。

・健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)第 48 条の規定による届出の義務

・厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)第 27 条の規定による届出の義務

・雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)第７条の規定による届出の義務

(15)　専任特例２号の配置を行う場合においては、以下の兼務要件をすべて満たすこと。

《兼務要件》※ 監理技術者に関する特例であり、主任技術者は対象外

①　監理技術者補佐の要件（建設業法施行令第 28 条に規定の、主任技術者の資格を有する者のうち一級の技術検定の第一次検定に合格した者、又は一級施工管理技士等の国家資格者、若しくは学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者）を満たす技術者を本工事に専任で配置すること。

②　兼務する工事は、２を超えないこと。

③　専任特例２号が兼務する他の工事と本工事の距離が直線距離で 10 ㎞程度であること。

④　専任特例２号及び監理技術者補佐は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係（ 配置の日以前に３ヶ月以上の雇用関係）　があること。

⑤　専任特例２号と監理技術者補佐は常に連絡が取れる体制を確立すること。

⑥　専任特例２号は監理技術者補佐の補助を受け、監理技術者が行うべき職務（安全管理、品質管理、工程管理、施工における主要な会議への参加、現場巡回、主要な工程立ち合い等）を適切に実施するとともに、監理技術者補佐を適切に指導すること。

⑦　兼務する工事の発注者が、専任特例２号の配置を認めている工事であること。

５　設計業務等の受注者等

(1)　上記４(6)の「本工事に係る設計業務等の受注者」とは、別表に掲げる者をいう。

(2)　上記４(6)の「当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の①又は②に該当する者をいう。

①　当該受注者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている建設業者

②　建設業者の代表権を有する役員が当該受注者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

6　担当支社等

(1)　一般競争参加資格の申請、入札方法等について

①　申請方法について

当機構ＨＰを参照「https://www.ur-net.go.jp/order/info.html」

②　問い合わせについて

別表による。

(2)　申請書及び資料等について

別表による。

7　競争参加資格の確認

(1)　本競争の参加希望者は、上記４に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書及び資料を提出し、本部長から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。上記４(2)の認定を受けていない者も以下(2)①の提出期間内に申請書及び資料を提出することができる。この場合において、上記４(1)及び(3)から(15)までに掲げる事項を満たしているときは、開札のときにおいて上記４(2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時において上記４(2)に掲げる事項を満たしていなければならない。この場合、競争に参加するためには、別表の提出期間内に、事前に一般競争参加資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けなければならない。この場合、**下記のとおり事前に一般競争参加資格の申請を行うこと。**

（一般競争参加資格の申請）

① 申請期間：別表に示す期間まで

② 申請場所：　〒 860-0804 熊本市中央区辛島町 5-1　日本生命熊本ビル 12 階 独立行政法人都市再生機構 資格審査担当 電話 096-288-1652

9 時 15 分～17 時 40 分（土・日・祝日・12 月 29 日～１月３日を除く）

③ 申請方法：　原則として電子メール方式による。

詳細は下記 HP 中「電子メール申請ガイド」に従うこと。

https://www.ur-net.go.jp/order/info.html

上記申請期限の１営業日前正午までに６(1)まで事前に連絡を行ったうえで、上記ガイドに従い手続きを進めること。

(2)　申請書及び資料の提出方法、期間及び場所

①　申請書の提出方法、期間及び場所

提出方法：申請書は電子入札システムで提出すること。ただし、やむを得ない事由により、本部長の承諾を得て紙入札による場合は、内容を説明できる者が持参又は郵送するものとし、電送によるものは受け付けない。郵送の場合は封筒表に「Ｒ０８北砂五丁目他１団地橋梁修繕調査工事に係る申請書　在中」と記載し、提出期間内必着とした書留郵便等の配達記録が残るものにより郵送とすること。なお、提出期間を超えた資料は受け付けないものとする。

提出期間：別表に示す期間まで

提出場所：電子入札システムによる場合は、上記６(1)に同じ。

紙入札による場合は、原本を上記６(2)に同じ。

② 資料(別記様式及び関連資料)の提出方法、期間及び場所

提出方法：電子入札システムにおいて申請書を提出後、内容を説明できる者が持参又は郵送するものとし、電送によるものは受け付けない。郵送の場合は封筒表に「Ｒ０８北砂五丁目他１団地橋梁修繕調査工事に係る申請資料在中」と記載し、提出期間内必着とした書留郵便等の配達記録が残るものにより郵送とすること。なお、提出期間を超えた資料は受け付けないものとする。

なお、別記２「書類作成の手引き」に示す営業日前までに、提出場所にその日時について連絡するものとする。(電子入札システムによる場合も持参又は郵送するものとする)

提出期間：上記①に同じ。

提出場所：上記６(2)に同じ。

(3) 申請書は、別記様式１により作成すること。

(4) 資料は、別記２「書類作成の手引き」に従い作成すること。

実績については、平成23年度以降、申請書及び資料の提出期限までに工事が完成、引き渡しが完了していること。

① 施工実績

上記４(10)に掲げる資格があることを判断できる施工実績等を別記様式２に記載すること。

② 配置予定技術者

上記４(11)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者(以下、「配置予定技術者」という。)の資格等を別記様式３に記載すること。

なお、配置予定技術者として複数の候補技術者を記載することもできる。

また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。他の工事を落札したことにより配置予定技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合は、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

専任特例２号の配置を行う場合においては、専任特例２号に関する届出書別記様式７(人員の配置を示す計画書（専任特例２号)）を提出すること。

③ ＩＳＯ、ワーク・ライフ・バランスの関連認定

ＩＳＯの認定取得及び、ワーク・ライフ・バランスの適合状況を別記様式６により提出すること。

④ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し等

上記４(14)に示す競争参加資格を確認する書類は、保有する最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写しを別記様式５により提出すること。

なお、最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書において社会保険等が未加入であった者が、その後に適用除外となった場合には「元請適用除外誓約書」を、未加入であった者がその後加入をした場合は、加入をした事を証明する書面を資料に併せて提出

すること。健康保険・厚生年金保険の加入した事を証明する書面とは、以下に示すいずれかの書面とする。

・「健康保険・厚生年金保険」領収証書の写し

・「健康保険・厚生年金保険」社会保険料納入証明書の写し

・「健康保険・厚生年金保険」資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し

雇用保険の加入した事を証明する書面とは、下記に示すいずれかの書面とする。

・「雇用保険」領収済通知書の写し及び労働保険概算・確定保険 料申告書の写し

・「雇用保険」雇用保険被保険者資格取得等通知書(事業主通知書)の写し

(5) 機構が配置予定技術者の専任制を確認し、問題がある事実が確認された場合、競争参加資格を認めない。

(6) 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は別表に示す日時に、電子入札システムにて通知する。(紙により申請した場合は、紙にて郵送(発送)する。)

(7) その他

① 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

② 本部長は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

③ 提出された申請書及び資料は、返却しない。

④ 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

⑤ 電子入札システムで提出する場合の注意事項

電子入札システムにより申請書を提出する場合は、ファイル形式はMicrosoft Word2019又はMicrosoft Excel2019以下で参照可能な形式、PDF形式若しくは画像ファイル(JPEG形式又はGIF形式)で作成すること。ファイルを圧縮して提出する場合は、LZH又はZIP形式を指定するものとする。(自己解凍方式は指定しないものとする。)

なお、電子入札システムにより入札を行う場合であっても、資料の提出は内容を説明できる者が持参又は郵送するものとする。

8 苦情申立て

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、本部長に対して競争参加資格がないと認めた理由について、以下の提出場所に従い、書面(様式は自由)により説明を求めることができる。

① 提出期限：別表による。

② 提出場所：上記6(1)に同じ。

③ 提出方法：電子入札システムにより提出するものとする。

ただし、本部長の承諾を得た場合は、紙を提出場所に持参するものとする(郵送又は電送によるものは受け付けない)。

(2) 本部長は、説明を求められたときは、別表の期間までに説明を求めた者に対し電子入札システム(紙による説明要求の場合は紙)により回答する。ただし、一時期に苦情件数が集中する等合理的な理由があるときは、回答期間を延長することがある。

(3) 本部長は、申立期間の徒過その他客観的かつ明らかに申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下する。

(4) 本部長は上記(2)の回答を行ったときには、苦情申立者の提出した内容及び回答を行った

内容を電子入札システムにより遅滞なく公表する。(紙による説明要求の場合は、苦情申立者の提出した書面及び回答を行った書面を閲覧により遅滞なく公表する。)

9　再苦情申立て

(1)　上記８(2)の説明に不服がある者は、電子入札システムにより説明に係る回答を受け取った日(又は説明に係る書面を受け取った日)から７日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第１条に規定する行政機関の休日(以下「休日」という。)を含まない。)以内に、次に従い、書面により、本部長に対して再苦情の申立てを行うことができる。なお、再苦情の申し立てについては、入札監視委員会に審議を依頼するものとする。

①　提出場所：〒163-1382 東京都新宿区西新宿６－５－１　新宿アイランドタワー19階
独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
総務部総務課　電話：03-5323-2990

②　提出時間：土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後４時(ただし、正午から午後１時の間は除く。)まで

(2)　本部長は、入札監視委員会の審議の結果を踏まえた上で、入札監視委員会からの審議の報告を受けた日の翌日から起算して７日(休日を含まない。)以内に、その結果を書面により回答する。

(3)　本部長は、申立期間の徒過その他客観的かつ明らかに申立ての適格を欠くと認められるときは、申立て後７日(休日を含まない。)以内にその申立てを却下する。

(4)　本部長は、再苦情申立者に回答を行ったときには、再苦情申立者の提出した書面及び回答を行った書面を閲覧による方法により遅滞なく公表する。

(5)　再苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先
上記(1)①に同じ。

10　掲示文兼入札説明書に対する質問

(1)　この掲示文兼入札説明書(設計図書、現場説明書等を含む。)に対する質問がある場合は、別表により提出すること。電子入札システムでの質問書提出の際、登録が完了した時点で題名及び質問内容は、他の事業者も参照できるようになるため、質問者が特定できるような情報は記載しないこと。
(機構ＨＰ掲載の「受注者操作マニュアル_06_質問回答(https://www.urnet.go.jp/order/e-bid.html)」を遵守すること。)

(2)　上記(1)の質問に対する回答
別表による。

11　入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

(1)　入札の日時及び入札書の提出方法

①　入札日時：別表による。

②　提出方法：電子入札システムにより提出すること。
ただし、本部長の承諾を得た場合は、上記６(1)に持参すること。(郵送又は電送によるものは受け付けない。)

(2)　開札の日時及び場所

①　日　　時：別表による。

②　場　　所：東京都新宿区西新宿６－５－１　新宿アイランドタワー19階

12　公正な入札の確保

入札参加者は公正な入札の確保に努めなければならない。

(1)　入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)等に抵触する行為を行ってはならない。

(2)　入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

(3)　入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

13　入札方法等

(1)　入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、本部長の承諾を得た場合は、紙により上記６(1)に持参すること。郵送又は電送による提出は受け付けない。

また、書面により持参する場合における入札書の様式は、電子入札ホームページ(https://www.ur-net.go.jp/order/e-bid.html)に公開している「入札書(電子入札用)」によることとし、当該入札書には、電子くじ番号として任意の３桁の数字を必ず記入すること。

(2)　落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(3)　落札者がないときは、ただちに又は別途発注者から指示する日時に再度の入札を行うものとする。

14　入札保証金及び契約保証金

(1)　入札保証金　免除

(2)　契約保証金　請負代金額の 10 分の１以上を納付。

ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

なお、低入札価格調査を受けた者との契約については、契約の保証の額を請負代金額の 10 分の３以上とする。

15　工事費内訳書の提出

(1)　第１回の入札に際し、第１回の入札書に記載される入札金額に対応する工事費内訳書を提出すること。

電子入札による場合は、電子入札システムにより、入札書に工事費内訳書ファイルを添付資料として追加し、提出すること。

紙入札による場合は、当該工事費内訳書を表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて持参すること。

①　提出日時：上記 11(1)入札日時に同じ

② 提出先　：上記６(1)に同じ

(2)　工事費内訳書の様式は自由であるが、別に示す記載方法を参考にして、種目別内訳及び科目別内訳については各項目に対応するものの数量、単位及び金額、細目別内訳については各項目に対応するものの数量、単位、単価及び金額を明らかにすること。また、材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、安全衛生経費及び建設業退職金共済契約に係る掛金を記載すること。

工事費内訳書には、商号又は名称並びに住所及び工事件名を記載すること。会社印及び代表者（又は代理人）印は電子入札システムにより提出する場合、省略できる。持参により工事費内訳書を提出する場合は、会社印及び代表者（又は代理人）印の押印が必要であるが、本件責任者・担当者・連絡先（電話番号）を記載することで押印を省略できる。

(3)　次のいずれかに該当する場合は、入札心得書第７条第９号に該当する無効の入札として、原則として当該工事費内訳書提出者の入札を無効とする。

① 未提出であると認められる場合(未提出であると同視できる場合を含む。)

イ　内訳書の全部又は一部が提出されていない場合

ロ　内訳書とは無関係な書類である場合

ハ　他の工事の内訳書である場合

ニ　白紙である場合

ホ　内訳書に押印が欠けている場合または押印を省略した内訳書に本件責任者・担当者・連絡先（電話番号）の記載がない場合(電子入札システムにより工事費内訳書が提出される場合を除く。)

ヘ　内訳書が特定できない場合

ト　他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合

② 記載すべき事項が欠けている場合

イ　内訳の記載が全くない場合

ロ　掲示文兼入札説明書又は競争入札執行通知書に指示された項目を満たしていない場合

③ 添付すべきではない書類が添付されていた場合

イ　他の工事の内訳書が添付されていた場合

④ 記載すべき事項に誤りがある場合

イ　本部長名に誤りがある場合

ロ　発注案件名に誤りがある場合

ハ　提出業者名に誤りがある場合

ニ　内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合

⑤ その他未提出又は不備がある場合

(4)　工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

16　開札

開札は電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。入札参加者の開札時の立ち会いは不要とする。

17　入札の無効

本掲示において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をし

た者のした入札並びに別冊現場説明書及び入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、本部長により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時において上記４に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

18　落札者の決定方法

別紙２のとおり。

なお、別紙２のただし書きに該当し、入札(見積)心得書第９条第２項に定める低入札価格調査の結果、契約内容に適合した履行がなされると認められた場合、入札者が履行可能な理由として説明した事項を別添２確認書として締結し、確認書の内容に不履行等が認められた場合には、工事成績評定点を減ずる。

19　支払条件

前金払 40%以内、中間前金払又は出来高による部分払(どちらか一方を選択)及び完成払。

ただし、低入札価格調査を受けた者に係る前払金については、工事請負契約第 34 条第１項中「10 分の４」を「10 分の２」に、第７項中「10 分の４」を「10 分の２」に、「10 分の６」を「10 分の４」に、第９項中「10 分の５」を「10 分の３」に、「10 分の６」を「10 分の４」に読み替えるものとする。

20　本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無　無

21　その他

(1)　入札参加者は、機構ホームページ(https://www.ur-net.go.jp/)の「入札・契約情報」に掲載されている入札心得(電子入札用の入札心得を含む。)及び工事請負契約書案及び電子入札運用基準並びに受注者操作マニュアル 06 質問回答を熟読し、入札（見積）心得書、電子入札運用基準及び受注者操作マニュアル_06_質問回答（https://www.urnet.go.jp/order/e-bid.html）を厳守すること。

電子入札システムの質問書提出において、題名及び質問内容に質問者が特定できるような情報が記載された場合、公正な入札執行を害するものとして、失格とすることがある。

(2)　申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(3)　落札者は資料に記載した配置予定の技術者を本工事に現場に専任で配置すること。

なお、配置予定の技術者の変更は原則として認めない。

(4)　落札者(下請負等をさせる場合は下請負人等を含む。)は、個人情報等の取扱いに関して、個人情報保護法等に基づく、適切な管理能力を有していること。また、「個人情報等の保護に関する特約条項」(当機構ホームページ→入札・契約情報→入札心得・契約関係規程→入札関連様式・標準契約書→当機構で使用する標準契約書等を参照)を契約の締結と併せて、同日付で締結するものとする。下請負等をさせる場合は、落札者は下請負人等に対しても同等の措置をとらなければならない。

(5)　落札者は、外部電磁的記録媒体に関する「外部電磁的記録媒体の利用に関する特約条項」(当機構ホームページ→入札・契約情報→入札心得・契約関係規程→入札関連様式・標準契約書→当機構で使用する標準契約書等を参照)を契約書と併せて、同日付で締結するものと

する。

(6)　当機構が取得した文書(例：競争参加資格確認申請書等)は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成 13 年法律第 140 号)に基づき、開示請求者(例：会社、個人等「法人・個人」を問わない。)から請求があった場合に、当該法人、団体及び個人の権利や競争 上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象文書になる。

(7)　電子入札システムは、土曜日、日曜日、祝日及び 12 月 29 日～１月３日を除く毎日、午前８時 30 分から午後８時まで稼動している。

システムを停止する場合等は、電子入札ホームページ「お知らせ」において公開する。

(8)　独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成 22 年 12 月 7 日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところ。これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表するので、所要の情報の当方への提供 及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行うこと。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなす。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしない相手方については、その名称等を公表することがある。

①　公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

イ　当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の３分の１以上を占めていること

ロ　当機構において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職していること

②　公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

イ　当機構の役員経験者及び課長 相当職以上経験者(当機構 ＯＢ)の人数、職名及び当機構における最終職名

ロ　当機構との間の取引高

ハ　総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨３分の１以上２分の１未満、２分の１以上３分の２未満又は３分の２以上

ニ　１者応札又は１者応募である場合はその旨

③　当方に提供していただく情報

イ　契約締結日時点で在職している当機構ＯＢに係る情報(人数、現在の職名及び当機構における最終職名等)

ロ　直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

④　公表日　契約締結日の翌日から起算して 72 日以内

(9)　本工事の履行にあたり、工事受注者は現場説明書を遵守すること。また、本工事は第三者による工事監理者を配置する。

(10)　本工事について、以下の対応が発生する。

① 独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部工事発注担当職員及び監督員による「施工体制」、「施工状況」、「品質」、及び「下請けへの支払い条件(支払い内容の確認・書類提出を含む)」等に関して「着工前(着工会議等)」、「施工中(定例会議等)、「施工後」にヒアリングを実施する。

② 上記①による問題点、是正点等が認められた場合は、発注担当職員又は監督員により適宜、是正指導を行う。

(11) 電子入札システムの操作マニュアルは、ＵＲ都市機構入札・契約情報 電子入札のホームページにおいて公開している。

(12) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。

・システム操作・接続確認等の問い合わせ先

電子入札総合ヘルプデスク TEL 0570-021-777

電子入札ホームページ https://www.ur-net.go.jp/order/e-bid.html

・ＩＣカードの不具合等発生時の問い合わせ先 ＩＣカード取得先のヘルプデスクへ問い合わせすること

ただし、申請書類、応札等の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、上記６(1)へ連絡すること。

(13) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、下記に示す通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので必ず確認を行うこと。この確認を怠った場合には、以後の入札手続に参加できなくなる等の不利益な取扱いを受ける場合がある

・ 競争参加資格確認申請書受信確認通知(電子入札システムから自動通知)
・ 競争参加資格確認申請書受付票(受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。)
・ 競争参加資格確認通知書(通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。)
・ 辞退届受信確認通知(電子入札システムから自動通知)
・ 辞退届受付票(電子入札システムから自動発行、受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。)
・ 日時変更通知書(通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。)
・ 入札書受信確認通知(電子入札システムから自動通知)
・ 入札書受付票(電子入札システムから自動発行、受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。)
・ 入札締切通知書(通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。
・ 再入札通知書(通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。)
・ 再入札書受信確認通知(電子入札システムから自動通知)
・ 落札者決定通知書(通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。)
・ 決定通知書(通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。)
・ 保留通知書(通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。)
・ 取止め通知書(通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。)
・ 中止通知書(通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。)
・ 見積依頼通知書(不落随契に移行した場合のみ。通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。)

・　見積書受信確認通知(不落随契に移行した場合のみ。電子入札システムから自動通知)

・見積締切通知書(不落随契に移行した場合のみ。通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。)

(14)　第１回目の入札が不調となった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時については、電子入札、紙による持参が混在する場合があるため、発注者から指示する。

(15)　当掲示文兼入札説明書の別記様式及び別添資料については、交付資料（FAX 申込）を発送する際に CD データ化したものを同封する。

(16)　落札者（随意契約の場合にあっては、契約の相手方）は、建設業法（昭和 24 年　法律第 100 号）第 20 条の２第２項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定（随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定）から請負契約を締結するまで（設計・施工一括方式の場合にあっては、覚書を締結するまで、枠組み協定型一括入札方式で発注する場合にあっては、協定を締結するまで）に、当機構に対して、別添３を用いその旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

イ　提出　　：契約書等の提出と合わせて提出すること。

ロ　提出場所：別表６(1)に同じ。

ハ　提出方法：持参するものとし、郵送または電送によるものは受け付けない。

(17)　契約後、中東情勢の影響に伴い、請負代工期に影響を及ぼす事象（想定される事象を含む）については、上記(16)の通知により受け付けることとし、通知の内容が発現した場合には、協議する。

以　上

FAX 申込書

別紙１

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
設計図面等交付申込書（FAX 専用）

申込日：令和　　年　　月　　日

工　事　件　名		Ｒ０８北砂五丁目他１団地橋梁修繕調査工事
設計図面等の種類		※どちらかの□を塗りつぶして下さい。 □　設計図面及び現場説明書等をＣＤによる無償交付で申し込む。 □　設計図面を紙による有償交付、現場説明書を ＣＤによる無償交付で申し込む。
申込者	会　社　名	
	住　　所 （送付先）	〒　　－
	担当部署名 担当者氏名 連絡先	 電話：　　－　　－　　メール：
その他		

※　図面等を平日正午までにお申込みの場合は、３営業日後までにお手元に到着する予定で発送いたします。
（ＦＡＸ受領が午後以降の場合は、翌営業日扱いとなりますのでご注意ください。）

※　この申請書は、独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部から、設計図書及び現場説明書を発送するため、コピーセンター受託者「株式会社ブルーホップ」に開示、使用されます。

【申　込　先】　独立行政法人都市再生機構　東日本賃貸住宅本部
コピーセンター受託業者　株式会社ブルーホップ

【送　信　先】　ＦＡＸ：03-5323-4785

【問合わせ先】　独立行政法人都市再生機構　東日本賃貸住宅本部
総務部　調達管理課　　電話：03-5323-2574
図面等の交付は、工事会社に限らせていただきます。

別紙２

総合評価要領

(1)　入札の評価に関する基準

本工事の総合評価のうち、「技術評価点」に関する評価基準並びに得点配分は、別記１「評価項目、評価基準及び得点配点等について」のとおりとする。

(2)　総合評価の方法

技術評価点のうち標準点 100 点を与え、さらに上記(1)の「入札の評価に関する基準」に示す評価項目（「企業の技術力」、「配置予定技術者の実績」及び「施工計画」等）について加算点として最大 30 点を与える。

なお、設計図書(設計図、現場説明書、保全工事共通仕様書等)に規定されている取組や一般的な取組、及び具体的・効果的な内容ではない取組には加算点は付与しないほか、発注時の実施設計に変更を加える提案は行ってはならず、これらについては評価対象としない。

(3)　落札者の決定方法

①　入札参加者は「入札価格」と「企業の技術力」、「配置予定技術者の実績」、「施工計画」等をもって入札を行い、入札価格が当機構であらかじめ作成した予定価格の制限の範囲内である者のうち、上記(2)によって得られる「技術評価点」(標準点及び加算点の合計)を入札価格で除した数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。

・　評価値　＝　（１－入札価格／予定価格）×１００　＋　技術評価点

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、当機構の求める最低限の要求要件を全て満たした他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

なお、評価値の最も高い者が２者以上ある時は、くじ引きにより落札者となる者を決定する。

(4)　提案項目の評価

提案項目の評価については、「評価する(加点)」、「評価せず(加点なし・履行判断は受注者による)」及び「不適切(実施不可)」に区分し、入札前に提案者に通知する。

(5)　提案内容の担保

①　落札者の提示した「施工計画」等のうち、「評価する」とした項目については、全て契約内容となるものであり、契約後、速やかに「施工計画」等に関する提案のうち、当機構が評価をした内容とその履行確認方法、不履行の場合の措置等については、後日、当機構と落札者との間で掲示文兼入札説明書別記３「施工計画等の履行に係る覚書」を取り交わすものとする。なお、当該覚書の交換前に技術監理部企画第４課（工務基盤）から内容の確認を受けること。

②　当機構が評価をした取組みの内容を「施工計画書」に明記し提出すること。

③　「施工計画書」の不履行が工事目的物の契約不適合に該当する場合は、工事請負契約書に基づき、契約不適合の補修を請求し、又は補修に代え若しくは修補とともに損害賠償を請求するものとする。

④　「評価する」とした項目について、履行状況から受注者の責により実施されないと判断された場合は、工事成績評定を減ずることとし、程度に応じて最大 20 点を減ずるものとする。

添付資料一覧

通番	書類内容	添付の有無
別記１	評価項目、評価基準及び得点配点等について	■有 / □無
別記２	書類作成の手引き	■有 / □無
別記様式１	競争参加資格確認申請書	■有 / □無
別記様式２	「企業の施工実績等」に係る資料	■有 / □無
別記様式３	「配置予定技術者」に係る資料	■有 / □無
別記様式４	総合評価に関する事項	■有 / □無
別記様式５	「社会保険加入」に係る資料 （経営規模等評価結果通知書・元請適用除外誓約書等）	■有 / □無
別記様式６	「企業の技術力（ISO･WLB)」に係る資料	■有 / □無
別記様式７	人員の配置を示す計画書（専任特例２号）	■有 / □無
別記３	施工計画等の履行に係る覚書(案)	■有 / □無
別記４	質問書様式	■有 / □無
別添１	余裕期間制度（任意着手方式）による契約方式に係る取扱要領	■有 / □無
別添２	確認書(低入札価格調査関係)	■有 / □無
別添３	通知書	■有 / □無

別記１

「評価項目、評価基準及び得点配点等について」　＜施工技術確認型（タイプＢ）＞

分類	評価項目	評価基準	配点	小計
企業の技術力	過去３ヶ年度(※１)の機構(※２)の同種工事（※８）における工事成績評定点(※３)の平均点（※７）	70※９（75※10）点以上	２点	５点
		65※９（70※10）点以上 70※９（75※10）点未満	１点	
		65※９（70※10）点未満・実績なし	０点	
	過去５ヶ年度（※１）の機構(※２)または公共の共同住宅(※４)に係る同種工事（※８）における優秀工事施工業者表彰又は過去２年間の機構のその他の表彰(※５)	表彰の実績あり	１点	
		表彰の実績なし	０点	
	ＩＳＯ認証取得状況	ISO9001 又は ISO14001 の認証を取得済	１点	
		認証を未取得	０点	
	ワーク・ライフ・バランス関連認定制度	女性活躍推進法に基づく認定等、次世代法に基づく認定、又は若者雇用促進法に基づく認定を取得済	１点	
		認証を未取得	０点	
配置予定技術者（※６）	過去３ヶ年度（※１）の機構（※２）の同種工事（※８）における工事成績評定点(※３)の平均点（※７）	70※９（75※10）点以上	２点	３点
		65※９（70※10）点以上 70※９（75※10）点未満	１点	
		65※９（70※10）点未満・実績なし	０点	
	過去５ヶ年度（※１）の機構（※２）または公共の共同住宅(※４)に係る同種工事（※８）における優秀工事施工業者表彰	表彰の実績あり	１点	
		表彰の実績なし	０点	
施工計画	品質確保に関する取組	標準を超える具体的・効果的な取組（４項目まで）	１点×４	12 点
	環境配慮に関する取組	標準を超える具体的・効果的な取組（４項目まで）	１点×４	
	居住者配慮（ＣＳ向上）に関する取組	標準を超える具体的・効果的な取組（４項目まで）	１点×４	
	調査項目に関する取組み	○塗装工事仕様書（当初案）作成に関する取組 ○施工時に想定される課題（施工手順、施工条件等）とそれに対する取組 ○施工時に確認された課題の整理と、塗装工事仕様書（最終案）への反映に関する取組 ○塗装工事仕様書（最終案）の妥当性確保に関する取組 ○その他調査項目に関する取組	0～10 点（２点刻み）	10 点
計			30 点	

※１　過去３ヶ年度（５ヶ年度）とは、当該工事公示日の過去３ヶ年度（５ヶ年度）に契約工期が終了（工期末）した工事とする。（令和８年度が公示日であれば、令和５年度（令和３年度）～令和７年度工期末工事が対象）(通知されていないものを除く)

※２　(株)ＵＲコミュニティ(住まいセンターを含む)・住宅管理センターが発注手続きを行った工事を含む。

※３　工事評定要領に基づき通知したもの。

※４　公営、公社等のＲＣ造及びＳＲＣ造の共同住宅（単身向け、社宅及びリゾートマンション等は除く）の保全土木工事に準ずる工事をいう。

※５　機構のその他の表彰とは、『機構の街づくり等事業貢献者への表彰』を指し、過去２年間(令和５年４月１

日から掲示日まで)を対象とし、本部等及び部門を問わない。

※６　元請企業の主任（監理）技術者として携わったもの。

※７　枠組協定型一括入札方式による工事は、それぞれの工事を１件の工事として取り扱う。

※８　同種工事とは、企業については４競争参加資格（10）施工実績をいい、配置予定技術者については４競争参加資格（11）技術者②工事経験の工事経験をいう。(「造園工事」を含む。)

※９　工期末が令和６年９月30日以前の工事

※10　工期末が令和６年10月１日以降の工事

注：※９※10ごとに平均点を算出し、各工事件数にて按分する。なお、評価点の算出は小数点第１位までとし、小数点第２位は四捨五入する。

別記２

書類作成の手引き

１　申請書の提出について

(1)　提出期間

本文７に示す期間まで。(持参又は郵送する場合は、提出予定日の２営業日前までに連絡のうえ、内容を説明できる方が持参又は郵送してください。)

(2)　提出方法、場所及び問い合わせ先

①　別記様式１(電子データ)

申請日を記入し、カラースキャナーで読み込み PDF 形式としたものを電子入札システムにて提出してください。

②　別記様式１(原本)、別記様式２～７下記３「申請書のセット方法」により作成した書類を６(2)まで持参又は郵送してください。

(3)　提出部数

１部

(4)　返信用封筒

返信用封筒を１通（下表①～②に該当する場合はそれぞれ１通追加して）申請書及び資料の提出と同時に提出すること。(封筒は、住所・会社名、担当者名を記載した、切手（簡易書留料金分を貼った長３号)

なお、書類作成及び提出に要する費用は提出者の負担とします。

項目	内容
①　別記様式１の受付印	申請書を郵送で提出し、受付押印した別記様式１が必要な場合。(任意)
②　競争参加資格認定通知	紙入札の場合

２　申請書の提出書類

(1)　競争参加資格確認申請書　別記様式１

①　建設業許可申請書(写し)

②　「有資格者名簿」のコピー（ＵＲホームページ「入札・契約情報＞入札等に参加される皆さまへ」)

(2)　企業の施工実績等　別記様式２

・契約書・設計図書の一部等(写し)又は①が確認できるＣＯＲＩＮＳによる工事実績データ(写し)

(3)　配置予定技術者の資格・従事状況　別記様式３

①　１級土木施工管理技士、技術士等の免許証又は合格証明書等(写し)

②　監理技術者資格者証(表・裏の写し)、監理技術者講習修了証(写し)

③　技術者の施工実績及び従事役職が確認できる書類

イ　契約書・設計図書の一部等（写し）

ロ　現場代理人届、主任（監理）技術者届（写し）

ハ　又はイ及びロが確認できるＣＯＲＩＮＳによる工事実績データ（写し）

④　雇用関係を証明する書類(イ、ロまたはハ)（「３ヶ月前からの雇用」を確認するため、必ず必要となります。)

イ　雇用保険証等(写し)※

ロ　在籍証明書

ハ　監理技術者資格証、市町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書※、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料(いずれも写し可)

※　医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律(令和元年法律第９号)に規定される告示要求制限により、保険番号及び被保険者等記号・番号については、復元できない程度のマスキングを施すこと。

(4)　総合評価に関する事項　別記様式４－１　別記様式４－２

本様式に関しては、電子データ等（Microsoft Word または Microsoft Excel 作成）も合わせ提出すること。（提出は、CD-R 又は DVD-R による。）

① 工事成績評定通知書（写し）
② 表彰実績（感謝状等贈呈を含む)又は表彰者としての通知が確認できる書類（写し）
③ 配置予定技術者に関しては当該工事に主任（監理）技術者として従事していたことが分かる資料
④ 各工事の工事契約書（写し）及び施工実績に該当する工事であることがわかる資料（図面、内訳書等）及び当該工事に携わっていたことがわかる資料

(5) 社会保険加入に係る資料
① 保有する最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(写し)
② 必要に応じ、以下の書類を提出すること
・社会保険等加入又は、適用除外を証明する書面 別記様式５

(6) 企業の技術力(ISO･WLB)に係る資料 別記様式６
① 当該事業所のＩＳＯの登録証(写し)
② ワーク・ライフ・バランス関連認定制度の適合状況を記入し、関連する認定証(写し)を添付する。

注１） 企業の施工実績及び技術者の資格・工事経験等が確認できる書類として、契約書、設計図書の一部及び免許証、資格証等の書類を提出すること。(いずれも写し)
ただし、当該工事の施工実績として記載された工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム(ＣＯＲＩＮＳ)」に登録されており、上記内容が確認できる場合は、設計図書を省略できる。(ＣＯＲＩＮＳ登録内容の写しを提出すること。)
なお、民間工事については、請負契約書の写しの提出が不可能な場合は、労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)に基づく「特定元方事業者の事業開始報告（写し)」を提出すること。(※民間工事に関するすべての書類については、原本確認・契約相手方へ問い合わせを行うことがあります。)

注２） 添付資料も含め、書類はすべてＡ４サイズで作成すること。なお、提出する工事概要・工事内容等が確認できる設計図書の一部(写し)については、Ａ３版に縮小しＡ４版にＺ折すること。工事件名等の文字が判別できないような場合は、全体図の他に確認できる部分を拡大コピー等した図面を添付すること(工事名称及び発注機関等も確認できる様にコピーすること。)

注３） ＣＯＲＩＮＳ登録がされている場合でも監理技術者資格者証の有効期限を確認するため、資格者証の写しは、必ず添付すること。

注４） 配置予定技術者に係る施工実績において、従事役職〔現場代理人、監理技術者、主任技術者又は担当技術者〕の証明書類は必ず提出すること。〔ＣＯＲＩＮＳ登録の写し又は現場代理人届の写し・主任技術者届の写し・監理技術者届の写し又はこれらと同等の証明書類など。〕

注５） 配置予定の技術者として複数の候補技術者の資格及び施工実績を記載することも出来る。(ただし、配置予定の技術者ごとに配置予定技術者の評価を行い、合計点の最も低い者の得点を予定技術者に係る評価点とする。)
また、同一の予定者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取り下げを行うこと。他の工事を落札したことにより配置予定技術者を配置する事ができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

注６） 企業の施工実績と配置予定技術者の施工実績を確認する工事が同一の場合は、工事請負契約書及び図面等は省略することができる。

３　セット方法

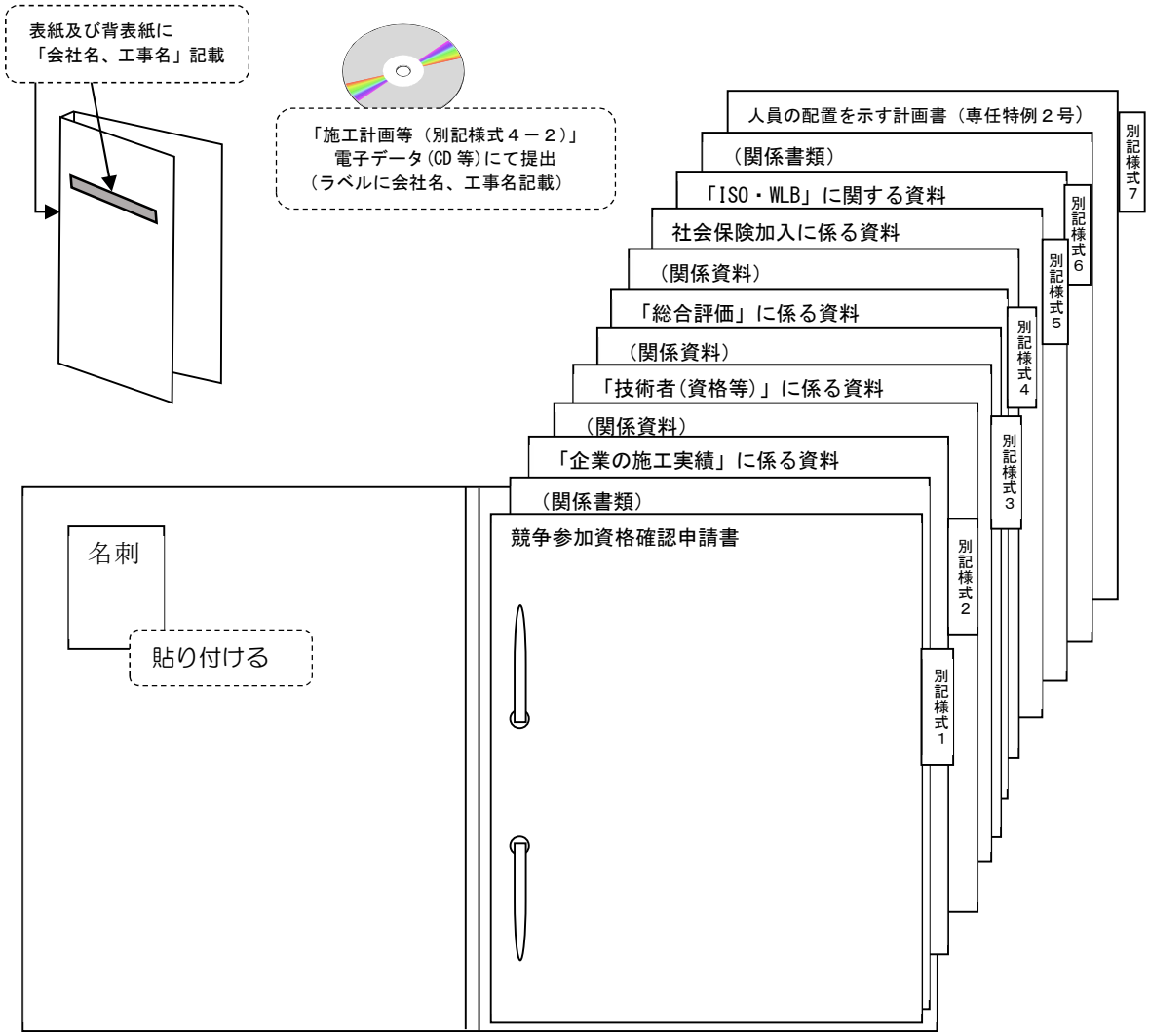

○　Ａ４版フラットファイル(左側２穴)を使用する。
○　別記様式１～７、①、②、③・・・の順にインデックスをつける。（インデックスは中表紙に付け、資料本体には付けないこと。）
○　設計図書はＡ３版に縮小し、Ａ４版にＺ折りする。
○　ファイルの表紙の裏に名刺を貼りつける。（のり等では貼り付けず、クリップ止めとすること。）

以　上

別記様式１

本競争に必要な「(工種・等級)」の登録状況（申請日時点）：　※以下、当てはまる□にチェック・記載
□申請中⇒□新規又は更新　□工種等追加　□地区追加
□済⇒有資格者名簿の該当部分を提出 又は 登録番号記載

登録番号							

競争参加資格確認申請書

令和00年00月00日

独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部
本部長　　井添　清治　殿

住　　所

商号又は名称

代表者氏名

連絡者
電話・ＦＡＸ
メールアドレス

令和８年10月19日付けで掲示のありました「Ｒ０８北砂五丁目他１団地橋梁修繕調査工事」に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、独立行政法人都市再生機構会計実施細則(平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号)第331条各号の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

１　掲示文兼入札説明書４(10)に定める「企業の施工実績」に係る資料　別記様式２
２　掲示文兼入札説明書４(11)に定める「配置予定技術者」に係る資料　別記様式３
３　掲示文兼入札説明書別紙２に定める「総合評価に関する事項」に係る資料別記様式４－１、別記様式４－２
４　掲示文兼入札説明書４(14)に定める「社会保険加入に関する資料」　別記様式５
５　掲示文兼入札説明書別記２に定める「「企業の技術力（ISO･WLB)」に係る資料」　別記様式６
６　人員の配置を示す計画書（専任特例２号）　別記様式７

＜別記様式１＞添付資料
・建設業許可通知書（営業所一覧含む）
・令和７・８年度の競争参加資格有資格者名簿の該当部分の写し

「有・無」どちらかに○を付けてください

当本部又は(株)ＵＲコミュニティが発注した工事成績について、申請書等の提出期限日前１年以内の期間において完成したもので 60 点未満の有無（通知されていないものを除く。）	有･無
当機構又は(株)ＵＲコミュニティが東日本地区で発注した「保全土木」又は「造園」(植物管理工事を除く）工事において、調査基準価格を下回った価格をもって令和６年４月１日以降に工事を契約し、工事成績評定に 68 点未満（工期末が令和６年 10 月１日以降の工事については、70 点未満とする）がある者(共同企業体又は共同企業体の構成員が該当する場合を含む。)が、当機構が発注した「保全土木」又は「造園」(植物管理工事を除く）工事において調査基準価格を下回った価格をもって入札し、調査基準価格を下回った価格で契約した工事の資料の提出期限時点における履行中有無。	有･無

別記様式２

令和　年　　月　　日

企業の施工実績等

会社名：

項目		施工実績事例
工事名称等	工事名称	
	発注機関名	
	施工場所	
	契約金額	総額　　円（出資比率　　％　　百万円）
	工期	平成　　年　　月　　日　～　平成　　年　　月　　日
	受注形態	（1）　単独、　（2）　共同企業体（出資比率　　％）
工事概要等		
CORINS への登録 （当該事項を○で囲む）		有　・　無 （CORINS 登録番号：○○○－○○○－○○○）

（注１）　施工実績は、掲示文兼入札説明書４(10)に示す工事について記載すること。

（注２）工事名称等及び工事概要等が確認できる契約書・設計図書の一部（写し）等を添付すること。
ただし、添付する設計図書の中で工事名称、工事内容、工事規模等が確認できる部分に、赤字でマークすること。なお、CORINS に登録済の場合は、登録されている内容が確認できるもの(工事カルテ等)の写しを添付することをもって代えることができる。

（注３）工事概要等の欄は、工事内容、工種、施工方法、数量等を記載すること。

別記様式３

令和　年　月　　日

配置予定技術者の資格・従事状況

		会社名（建設業許可番号）:			
氏名・職制		ふりがな 氏名　: （生年月日：昭和・平成　　年（１９　　年）　　月　　日）			
最終学歴		学科（専攻）昭和・平成　　年　　月卒業			
法令による免許		１級土木施工管理技士		取得時期	昭和・平成　年　月　日
				登録番号	
		指定建設業監理技術者		取得時期	昭和・平成　年　月　日
				登録番号	
		監理技術者講習修了証		修了月日	昭和・平成　年　月　日
				登録番号	
現在の従事状況	社内勤務の場合	勤務地		所属・役職	
		業務内容		在籍期間	
	工事現場勤務の場合	工事名称			
		従事役職	（1）監理技術者　（2）主任技術者　（3）現場代理人		
		専任・兼任	（1）専任　（2）兼任		
		発注機関名			
		施工場所			
		工期	平成　年　月　日～平成　年　月　日		
		工事内容等			
工事の工事経験		工事名称			
		従事役職	（1)監理技術者　（2)主任技術者　（3)現場代理人　（4）その他		
		専任・兼任	（1）専任　（2）兼任		
		発注機関名			
		施工場所			
		工期	平成　年　月　日～平成　年　月　日		
		CORINS 登録	有（CORINS 登録番号：　－　－　）・無		
		工事概要等			

（注１）配置予定技術者とは、専任となる主任技術者又は監理技術者をいう。

（注２）配置予定技術者の資格として、監理技術者又は主任技術者となりうる国家資格等であれば、上記以外でも記入すること。

（注３）配置予定技術者の資格を証する書面の写し等を添付すること。

（注４）平成 16 年３月１日以後に監理技術者資格者証の交付を受けた者は、監理技術者講習修了証の写しを併せて提出すること。

（注５）工事概要・工事内容等が確認できる契約書・設計図書の一部（写し）等を添付すること。
ただし、添付する設計図書の中で工事内容が確認できる部分に、赤字でマークすること。なお、CORINS に登録済の場合は、登録されている内容が確認できるもの(工事カルテ等)の写しを添付することをもって代えることができる。

（注６）配置予定技術者として複数の候補技術者の資格及び施工実績を記載することもできる。（ただし、配置予定技術者ごとに配置予定技術者の評価を行い、合計点の最も低い者の得点を配置予定技術者に係る評価点とする。）

（注７）掲示文兼入札説明書４（11）②に示す工事について記載すること。

（注８）被保険者証の写しの提出される場合は、被保険者等記号・番号についてあらかじめ油性マーカーなどで塗りつぶした上でご提出ください。

（注 9）専任特例２号を配置する場合、専任特例２号に関する届出書別記様式７（人員の配置を示す計画書（専任特例２号））を合わせて提出すること。

別記様式４―１

総合評価に関する資料

【「企業の技術力」、「配置予定技術者」に係る資料】＜施工技術確認型（タイプＢ）＞

<table>
<tr><td rowspan="9">企業の
技術力</td><td rowspan="5">①過去３ヵ年度（※１）における機構（※２）の同種工事（※８）における工事成績評定点（※３）の平均点（※７）</td><td>工事名</td><td>工　期</td><td>工事成績</td></tr>
<tr><td>①：</td><td>～</td><td>点</td></tr>
<tr><td>②：</td><td>～</td><td>点</td></tr>
<tr><td>③：</td><td>～</td><td>点</td></tr>
<tr><td colspan="2">平均点</td><td>点</td></tr>
<tr><td>②過去５ヵ年度（※１）における機構及び公共の共同住宅（※４）に係る同種工事（※８）の優秀工事施工業者表彰の有無又は過去２年間の機構のその他の表彰（※５）</td><td colspan="3">①無し

②有り
・工事名
・請負金額
・工期　平成　年　月　日～平成　年　月　日</td></tr>
<tr><td>③ISO 認証取得状況</td><td colspan="3">①ISO9001 又は ISO14001 の認証を取得済み
②認証を未取得</td></tr>
<tr><td>④ワーク・ライフ・バランス関連認定制度</td><td colspan="3">①女性活躍推進法に基づく認定等、次世代法に基づく認定又は若者雇用促進法に基づく認定を取得済み
②認証を未取得</td></tr>
<tr><td rowspan="6">配置予定技術者
（※６）</td><td rowspan="4">⑤過去３ヵ年度（※１）の機構（※２）の同種工事（※８）における工事成績評定点（※４）の平均点（※７）</td><td>工事名</td><td>工　期</td><td>工事成績</td></tr>
<tr><td>①：</td><td>～</td><td>点</td></tr>
<tr><td>②：</td><td>～</td><td>点</td></tr>
<tr><td>③：</td><td>～</td><td>点</td></tr>
<tr><td colspan="2">平均点</td><td>点</td></tr>
<tr><td>⑥過去５ヵ年度（※１）の機構及び公共の共同住宅（※４）に係る同種工事（※８）の優秀工事施工業者表彰の有無</td><td colspan="3">①無し

②有り
・工事名
・請負金額
・工期　平成　年　月　日～平成　年　月　日</td></tr>
</table>

※１　過去３ヶ年度（５ヶ年度）とは、当該工事公示日の過去３ヶ年度（５ヶ年度）に契約工期が終了（工期末）した工事とする。（令和８年度が公示日であれば、令和５年度（令和３年度）～令和７年度工期末工事が対象）(通知されていないものを除く）

※２　住まいセンター・住宅管理センター（受託者を含む）が発注手続きを行った工事を含む。

※３　工事成績評定要領に基づき通知したもの。

※４　公営、公社等のＲＣ造及びＳＲＣ造の共同住宅（単身向け、社宅及びリゾートマンション等は除く）の保全土木工事に準ずる工事をいう。

※５　機構のその他の表彰とは、『機構の街づくり等事業貢献者への表彰』を指し、過去２年間（令和５年４月１日から掲示日まで）を対象とし、支社等及び部門は問わない。

※６　元請企業の主任（監理）技術者として携わったもの。複数の候補技術者を予定する場合は、候補技術者ごとに作成すること

※７　枠組協定型一括入札方式による工事は、各契約単位のそれぞれの工事を１件の工事として取り扱う。

※８　同種工事とは、企業については４競争参加資格（10）施工実績をいい、配置予定技術者については４競争参加資格（11）技術者②工事経験の工事をいう。（「造園工事」を含む。）

添付資料

・①、⑤は工事成績及び同種工事に該当する工事であることがわかる資料を添付すること。（対象期間において該当する工事すべてを提出すること。）また、３件を超える工事実績がある場合は、別途記入し提出すること。

・②、⑥は優良工事表彰証の写し等を添付すること。

・⑤、⑥は当該工事に携わっていたことが確認できる資料（CORINS 等）を添付すること。

・ISO9001 及び ISO14001 の認証を取得済みの者は証明する資料を提出すること。

・ワーク・ライフ・バランス等の認定を受けている場合は、ワーク・ライフ・バランス等の推進企業を評価する認定書の写しを添付すること。

別記様式４－２

総合評価に関する事項【「施工計画」及び「調査項目」に係る資料】

工事名　Ｒ０８北砂五丁目他１団地橋梁修繕調査工事

申請者　　㈱○○○○

項目	主に求める取り組み	取組み記入欄（200 文字以内）
品質確保・向上 （４項目まで）	○品質及び施工精度確保・向上 ・試験施工 ・事故防止（地下埋設物の試掘を含む） ・工法、製品および重機 ・有資格者、技術者 ・自主検査や施工指導の体制 ○その他	①
		②
		③
		④
環境配慮 （４項目まで）	○騒音、振動、粉じん、臭気対策 ○作業員の労働環境配慮 ・安全管理 ・健康管理 ○地球環境配慮 ・CO2 削減 ・リサイクル ・建設混合廃棄物の抑制 ○その他	①
		②
		③
		④
居住者配慮 （ＣＳ向上） （４項目まで）	○居住者負担軽減 （騒音、振動、粉じん、臭気対策） ○工程管理 ○居住者・通行人への安全対策、防犯対策 ○居住者への情報提供やクレーム対応 ○現場周辺美化等、イメージアップ ○緊急時対応 ○その他	①
		②
		③
		④

別記様式 4-2 総合評価に関する事項【「施工計画」及び「調査項目」に係る資料】についての参考資料や写真等を添付する場合はＡ４版１枚以内とする。

●記入上の注意事項

・１提案につき 200 文字以内で記入すること。

・各項目で求める取り組み内容にそぐわない提案の場合、評価の対象外とする。

・１提案につき取組の内容は１つとする。また、同じ内容を２案記載した場合は、重複した案として１点分のみ評価対象とする。

・設計図書の変更が生じる提案ではないこと。
・提案内容は履行の確認ができ、出来形の変更を伴わないものとする。
・当該現場状況や工事内容を踏まえ、具体的かつ効果的な取組を提案すること。特に、実施方法の詳細とその効果、実施期間（頻度）、対象物、範囲や数量を具体的に記載することが望ましい。
・新型コロナウイルスの感染防止に関する事項は評価対象外とする。
・条例等による規制を踏まえた提案とする。（騒音、振動、粉じん、臭気対策については、東京都環境確保条例の指定建設作業等に関すること等）

●評価結果の解釈については、以下の通りとする。

「評価する」	：標準（※）以上の取組のため評価する。
「数量が限定的であるため評価せず」	：提案内容は適切だが数量が不足している。
「標準的な取り組みのため評価せず」	：標準（※）的な取組のため評価せず。
「効果不明瞭のため評価せず」	：提案の視点として妥当性がなし。
「具体性に欠けるため評価せず」	：提案の視点として妥当性はあるが、具体性がない。
「重複した内容のため評価せず」	：提案内容が重複している。
「項目が異なるため評価せず」	：提案内容が項目とあっていない。
「不適切」	：提案内容自体が不適切

※標準：設計図書（仕様書含む）、法定、その他一般的な取組
※評価項目と内容が異なる提案や対象となる工種・数量が限定的な提案は、提案の視点として妥当性がない取組と評価する。

●［記入例］
「○○を目的に○○～○○の期間に（○○工施工時）○○を対象に、○○が○○を用い○○の方法で○㎡あたり○○回○○をする。○○について提案の上実施し報告する。」

●その他留意点
・別記様式 4-2 総合評価に関する事項【「施工計画」及び「調査項目」に係る資料】についての参考資料や写真等を添付する場合はＡ４版１枚以内とする。
・契約後の履行状況から、評価された取組のうち受注者の責により提案内容が実施されないと判断された場合は、程度に応じて最大２０点を工事成績評定から減ずることとする。
・未提出、白紙の場合は、競争資格がないものとする。
（提案が無い場合は「提案なし」と記載すること。）

以　上

総合評価に関する事項【「調査項目」に係る資料】

工事名　Ｒ０８北砂五丁目他１団地橋梁修繕調査工事

申請者　　　　㈱〇〇〇〇

項目	主に求める取組
調査項目に関する取組	〇塗装工事仕様書（当初案）作成に関する取組 〇施工時に想定される課題（施工手順、施工条件等）とそれに対する取組 〇施工時に確認された課題の整理と、塗装工事仕様書（最終案）への反映に関する取組 〇塗装工事仕様書（最終案）の妥当性確保に関する取組 〇その他調査項目に関する取組

・調査項目に関する提案数：　*５*　提案　（最大５提案までとし、提案数を記入する。）

提案１：*〇〇〇〇〇〇〇〇に関する取組*　※「主に求める取組」において該当する項目を記載すること
・設計図書等に基づく標準的な取組み　※200 文字程度 【内　容】 *〇〇* 〇標準を超える取組み　※200 文字程度 【内　容】 *〇〇*

〈その他留意事項〉

- 「施工計画」とは別に調査項目において特に配慮する事項等について提案すること。
- 設計図書及び関係法令等に基づき記載すること。
- 文字数は上記記載のとおりとし、出来るだけ簡潔に記載すること。
- 提案は５項目を上限とし、必要に応じて本紙を複製し作成すること。
- 補足が必要な場合は、必要最小限の資料（Ａ４版）の添付も可とする。
- 提案が無い場合は「提案無し」と記載し提出すること。（未提出の場合は、競争資格がないものとする）
- 「主に求める取組」の各項目のうち、同一項目について複数個提案することも可とする。

別記様式５

社会保険加入に係る資料

工事名：Ｒ０８北砂五丁目他１団地橋梁修繕調査工事
業者名：(株)〇〇〇〇建設

社会保険加入の根拠として、「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」を提出する。 なお、同書類提出時において社会保険等が未加入であった者が、その後に適用除外となった場合には「元請適用除外誓約書」を、未加入であった 者がその後加入をした場合は、加入をした事を証明する書面を資料に併せて提出すること。 健康保険・厚生年金保険の加入した事を証明する書面とは、下記に示すいずれかの書面とする。 ・「健康保険・厚生年金保険」領収証書の写し ・「健康保険・厚生年金保険」社会保険料納入証明書の写し ・「健康保険・厚生年金保険」資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し 雇用保険の加入した事を証明する書面とは、下記に示すいずれかの書面とする。 ・「雇用保険」領収済通知書の写し及び労働保険概算・確定保険料申告書の写し ・「雇用保険」雇用保険被保険者資格取得等通知書(事業主通知書)の写し	
添付書類	・経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書 ・元請適用除外誓約書 ・その他

令和　　年　　月　　日

独立行政法人都市再生機構
東日本賃貸住宅本部
　本部長　井添　清治　殿

住　所
商　号
代表者

適用除外誓約書

　以下の理由により、Ｒ０８北砂五丁目他１団地橋梁修繕調査工事の競争入札に関し、当社は、〇〇保険法第〇条に規定する届出の義務を有する者には該当しません。
　この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。
　以上のことについて、誓約します。

（健康保険・厚生年金保険）
　□従業員５人未満の個人事業所であるため。
　□従業員５人以上であっても、強制適用事業所となる業種でない個人事業所であるため。
　□その他の理由

（「その他の理由」を選択した場合）
　令和〇年〇月〇日、関係機関（〇〇年金事務所〇〇課）に問い合わせを行い判断しました。
（雇用保険）
　□役員のみの法人であるため。
　□使用する労働者の全てが 65 歳に達した日以後において新たに雇用した者であるため。
　□その他の理由

（「その他の理由」を選択した場合）
　令和〇年〇月〇日、関係機関（ハローワーク〇〇　〇〇課）に問い合わせを行い判断しました。

別記様式６

「企業の技術力(ISO・WLB)」に係る資料

工事名：Ｒ０８北砂五丁目他１団地橋梁修繕調査工事
業者名：(株)○○○○建設

ISO9001 取得 又は ISO14001 取得 ※１	ISO9001 ［取得済　・　未取得］ ISO14001 ［取得済　・　未取得］
ワーク・ライフ・バランス認定の有無 ※２	１～３の全項目について、該当するものに○を付けること。 **１　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等** ○　プラチナえるぼしの認定を取得している。 【　該当　・　該当しない　】 ○　えるぼし３段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目３：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。 【　該当　・　該当しない　】 ○　えるぼし２段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目３：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。 【　該当　・　該当しない　】 ○　えるぼし１段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目３：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。 【　該当　・　該当しない　】 ○　一般事業主行動計画(計画期間が満了していないものに限る。)を策定・届出をしており、かつ、常時雇用する労働者が100人以下である。 【　該当　・　該当しない　】 **２　次世代育成支援対策推進法に基づく認定** ○　プラチナくるみんの認定を取得している。 【　該当　・　該当しない　】 ○　「くるみん認定」(令和７年４月１日以降の基準）を取得している。 【　該当　・　該当しない　】 ○　「くるみん認定」(令和４年４月１日～令和７年３月31日までの基準)を取得している。 【　該当　・　該当しない　】 ○　「トライくるみん認定」(令和７年４月１日以降の基準）を取得している。 【　該当　・　該当しない　】 ○　「くるみん認定」(平成29年４月１日～令和４年３月31日までの基準）を取得している。 【　該当　・　該当しない　】 ○　「トライくるみん認定」(令和４年４月１日～令和７年３月31日までの基準)を取得している。 【　該当　・　該当しない　】 ○　「くるみん認定」(平成29年３月31日までの基準)を取得している。 【　該当　・　該当しない　】 ○　一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を令和７年４月１日以降に策定または変更しており、かつ、常時雇用する労働者が100人以下である。 【　該当　・　該当しない　】 **３　青少年の雇用の促進に関する法律に基づく認定** ○　「ユースエール認定」を取得している。 【　該当　・　該当しない　】
添付書類	※１　登録証及び付属書 ※２　該当することを証明する書類(認定通知書の写し・一般事業主行動計画策定・変更届(都道府県労働局の受領印付)の写し)

別記様式７

令和　　年　　月　　日

人員の配置を示す計画書
（専任特例２号）

１　対象期間

令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日

２　配置技術者情報

建設業者	名称	
	所在地	
監理技術者※	氏名	
	資格 （資格番号）	（　　号）

３　建設工事１（当該工事）

工事名称		
工事現場住所		
工期	令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日	
工事着手日	令和　　年　　月　　日	
建設工事の内容		※建設工事29種より
監理技術者補佐※	氏名	
	所属会社	
	資格 （資格番号）	（　　号）
	業務内容	
	連絡先（電話・メール）	
	情報通信技術を使用した連絡体制	

※　３ヶ月以上の雇用が証明される書類（雇用証明書の写し等）を添付すること。

４　建設工事２（兼務する工事）

工事名称		
工事現場住所		
工期	令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日	
発注者名		
建設工事の内容		※建設工事29種より
監理技術者補佐 ※	氏名	
	所属会社	
	資格 （資格番号）	（　　号）
	業務内容	
	連絡先（電話・メール）	
	情報通信技術を使用した連絡体制	

【兼務する工事の地図】
兼務する工事がそれぞれ示される地図を添付すること。また、分かりやすいようにそれぞれの工事場所に印を記載し、水平距離を記載する。

※　３ヶ月以上の雇用が証明される書類（雇用証明書の写し等）を添付すること。
※　兼務する工事の発注者が兼務を認めている工事である証明として、入札説明書等を提出すること。

別記３

施工計画等の履行に係る覚書(案)

都市再生機構を発注者とし、　　を受注者として、令和　年　月　日締結した「Ｒ０８北砂五丁目他１団地橋梁修繕調査工事」(以下「工事」という。)の掲示文兼入札説明書に規定する総合評価方式の施工計画・技術提案の履行に関し、発注者及び受注者は、次に掲げる事項について、覚書を交換する。

１　発注者が評価した施工計画・技術提案は別紙(様式１)のとおりとする。

２　発注者は、周辺の状況の変化等により、施工計画・技術提案の全部又は一部について、受注者に履行させることが適切でないと判断した場合は、受注者に文書による通知(様式２)の上、当該技術提案の実施を中止又は停止することができるものとする。その場合、受注者はその指示に従うものとする。なお、中止又は停止に伴い、受注者に損害が発生した場合の費用は発注者の負担とする。

３　受注者は、工事の着工に先立ち、施工計画・技術提案に関して具体の施工方法及び履行の確認方法並びに時期等を明示した施工計画書(チェックシート(様式３)含む)を発注者の監督員に提出し、承諾を得るものとする。ただし、軽微なものは、監督員と協議の上、その一部を省略することができるものとする。

４　受注者は、現場や周辺状況等受注者の責によらない理由により施工計画・技術提案を履行できない場合を除き、施工計画・技術提案について上記施工計画書に基づき確実に実施するものとし、発注者は、上記施工計画書に基づきその履行を確認するものとする。

５　受注者の責によらない理由により、施工計画書に基づき施工計画・技術提案の内容を実施できない状況となった場合又は施工計画書に記載された内容(数量又は実施範囲等)のとおり実施できない場合は、その理由等を発注者の監督員に書面(様式４)及び内容を修正した施工計画書を提出し、承諾を得るものとする。発注者は判断の結果を書面(様式５)により提出するものとする。

６　発注者は、受注者が上記５の手続きを行わずに施工計画書に基づく施工計画・技術提案の内容を実施しなかった場合は、１項目につき５点、また、未実施についての発注者による指摘後、受注者が施工計画書に基づき施工計画・技術提案の内容を実施した場合は、１項目につき１点、工事成績評定点を減ずることとし、項目数に関わらず最大20点を減ずることができるものとする。

７　受注者が施工計画・技術提案を実施しないことが工事目的物の契約不適合に該当する場合、甲は工事請負契約書に基づき、契約不適合の補修を請求し、又は補修に代え若しくは補修とともに損害賠償を請求できるものとし、工事成績評定においては、上記６とは別に減点できるものとする。

この覚書交換の証として、本書２通を作成し、当事者記名押印の上、各自１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

発注者

住所

氏名　　印

受注者

住所

氏名　　印

以　上

（様式１）

施工計画等において機構が評価した項目

工事件名：Ｒ０８北砂五丁目他１団地橋梁修繕調査工事

受注者：(株)○○○○建設

評価項目	評価した内容
品質確保に関する取組	・～～～を実施
	・～～～を実施
環境配慮に関する取組	・～～～を実施
	・～～～を実施
	・～～～を実施

以　上

（様式２）
令和○年○月○日

株式会社○○
　支店長○○○○殿

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
本部長　井添　清治

当機構が評価した施工計画等の中止（又は停止）について（通知）

施工計画・技術提案の履行に係る覚書２に基づき、以下の提案について履行を中止（又は停止）するよう通知します。

速やかに、以下の提案について履行の中止（又は停止）を行い、その状況について監督員の確認を受けてください。本通知にもかかわらず履行を中止（又は停止）しない場合は、工事成績評定における減点対象となります。

なお、当該提案の中止（又は停止）については、当機構の判断によるものであり、当該提案の中止（又は停止）に基づく請負代金の減額変更は行いません。

工事件名：Ｒ０８北砂五丁目他１団地橋梁修繕調査工事

評価項目	中止（又は停止）の理由
品質の確保に関する取組 ・～～～を実施	近隣住民からの中止要望が当機構に提出されており、当機構としても履行を続けることが適切ではないと判断したため
環境の配慮に関する取組 ・～～～を実施	（社会情勢等により）当該提案を実施することが、社会通念上不適切であると判断したため
・～～～を実施	法令の変更により○○の使用ができなくなったため

以　上

（様式３）

総括監督員（氏名）　　印
監督員（氏名）　　印
検査員（氏名）　　印

施工計画に係る実施状況の確認書（ﾁｪｯｸﾘｽﾄ）

工事件名：●●●●●●●●●●●●●●●工事
受注者：○○建設（株）

評価項目	評価した内容	実施確認予定時期	機構記入欄 監督員 実施確認	監督員 未実施の指摘	総括監督員確認	成績評定減点	実施状況の考察 一部実施されるが、施工計画書に基づく全数実施されず
品質確保に関する取組	・～～～を実施	年/月頃	未実施 印	年/月/日 印	未実施 印	▲5	施工計画書とは別の・・・による方法により実施されていた。
	・～～～を実施	年/月頃	未実施 印	年/月/日 印	未実施 印	▲5	未実施の指摘に基づき、～～～が実施された。
環境配慮に関する取組	・～～～を実施	年/月頃	年/月/日 印	年/月/日 印	年/月/日 印	▲1	
	・～～～を実施	年/月頃	年/月/日 印	なし	年/月/日 印	0	
	・～～～を実施	年/月頃	実施不可 文書提出	—	—	0	
						合計▲11	

※１　未実施の指摘については、別途文書により受注者に指示するものとする。

※２　未実施（一部実施の場合も含む）の場合は５点減点、指摘後実施の場合は１点減点とし、最大 20 点減点

▲11

以　上

（様式４）
令和○年○月○日

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
　本部長　井添　清治　殿

株式会社○○
支店長○○○○

機構により評価された施工計画等の中止（又は停止）について（依頼）

施工計画・技術提案の履行に係る覚書５に基づき、以下の提案について履行の中止（又は停止、若しくは内容変更）を依頼します。

工事件名：Ｒ０８北砂五丁目他１団地橋梁修繕調査工事

評価項目	中止（又は停止）の理由
品質確保に関する取組 ・～～～を実施	近隣住民からの中止要望が当社にあり、工事を円滑に進めるためには、履行を続けることが適切ではないと判断したため
環境配慮に関する取組 ・～～～を実施	（社会情勢等により）当該提案を実施することが、社会通念上不適切であると判断したため
・～～～を実施	～～～により、施工計画書の数量とおり、～～～を実施できないため 変更後の施工計画書は別添のとおり

（添付書類）
施工計画書　一式

以　上

（様式５）
令和○年○月○日

株式会社○○
　支店長○○○○殿

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
本部長　井添　清治

施工計画等の中止（又は停止）依頼について（回答）

令和○年○月○日付で依頼いただきました「機構により評価された「施工計画」（及び「技術提案」）の中止（又は停止）について（依頼）」について以下のとおり回答いたします。

なお、当該提案の中止（又は停止）については、当機構としても適当であると判断できることから、当該提案の中止（又は停止）に基づく減額変更は行いませんが、提案履行の中止（又は停止）依頼を承諾しない項目について、貴社の判断で中止（又は停止）した場合は、工事成績評定における減点対象となります。

工事件名：Ｒ０８北砂五丁目他１団地橋梁修繕調査工事

評価項目	中止（又は停止）の理由	回答	回答の理由
品質確保に関する取組 ・～～～を実施	近隣住民からの中止要望が当社にあり、工事を円滑に進めるためには、履行を続けることが適切ではないと判断したため	承諾	中止（又は停止）の理由を適当と判断できるため
環境配慮に関する取組 ・～～～を実施	（社会情勢等により）当該提案を実施することが、社会通念上不適切であると判断したため	承諾せず	中止（又は停止）の理由を○○により適当とは判断できないため
・～～～を実施	～～～により、施工計画書の数量とおり、～～～を実施できないため	承諾	施工計画書の内容変更を○○により適当と判断できるため

以　上

別記４

提出日：　年　月　日

質　　問　　書

工　事　名：	Ｒ０８北砂五丁目他１団地橋梁修繕調査工事
商号又は名称：	○○○○
住　　所:	○○○○
代 表 者 名：	○○　○○
担 当 者 名：	○○　○○　　連 絡 先：　○○○－○○○○

図面番号等	質問事項

○/○

（注）・図面等が必要な場合は、添付すること。
なお、電子入札システムでの質問書提出の際、登録が完了した時点で題名及び質問内容は、他の事業者も参照できるようになるため、質問者が特定できるような情報は記載しないこと。（機構HP掲載の「受注者操作マニュアル_06_質問回答（https://www.ur-net.go.jp/order/e-bid.html）」を遵守すること）

別添１

別添１

余裕期間制度（任意着手方式）による契約方式に係る取扱要領

独立行政法人都市再生機構

（総則）
第１条　本要領は、独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）が発注する工事の一部において、余裕期間制度（任意着手方式）による契約方式（受注者が一定の期間内で工事着工日を選択することができ、書面によりこれが明確になっている契約方式。以下同じ。）を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（目的）
第２条　建設需要の拡大、施工技術者及び作業員の不足等により、計画的で良質な施工の確保、労資機材の確保及び建設業の経営改善に影響を及ぼしており、施工量の平準化が求められている。このため、総合的な施策展開の一環として、受注者が工事着工時期を選択できる工事（余裕期間制度（任意着手方式）による契約方式を実施する工事（以下「任意着手方式による工事」という。））を実施するものである。
（余裕期間及び工期）
第３条　機構は、工事着工期限日及び実工事期間をあらかじめ定め、入札公告等によりこれを明示するものとする。
２　受注者は、契約日の翌日から工事着工期限日までの期間で、任意の日を工事着工日とすることができる。
３　受注者は、契約前に工事着工日を定め、工事着工日通知書により機構に通知しなければならない。
４　工事着工期限日から、実工事期間に係る工期の終期までの期間は、機構の設定する必要な工事期間（当初設定工期の期間）を確保するものとする。また、受注者は、必要に応じて「前払金に関する覚書」を請負契約締結と同時に交換する。
５　契約締結日（入札（見積）心得書の「契約書等の提出」に定める提出日）の翌日から工事着工日までの期間を、受注者が工事準備を行うことができる余裕期間とする。

（前払金の取扱い）
第４条　任意着手方式による工事に係る前払金は、工事着工日までは請求することができない。
（工事着工日前の取扱い）
第５条　契約日から工事着工日までの期間における当該工事現場の管理は、機構の責任において行うものとする。
２　契約日から工事着工日までの期間には、資材の搬入、仮設物の設置等の準備工事を含め、受注者は、その期間に工事に着工することはできない。
３　契約日から工事着工日までの期間の実施可能な業務については、機構との協議により決定する。
（技術者の取扱い）
第６条　余裕期間（契約日から工事着工日までの期間をいう。）は、主任技術者又は監理技術者及び現場代理人を配置することを要しない。
（経費の負担）
第７条　余裕期間制度（任意着手方式）による契約方式の実施により増加する経費は、受注者の負担とする。
（その他）

第８条　この要領に定めのない事項については、別に定めるところによる。

以　上

■任意着手方式の概念図

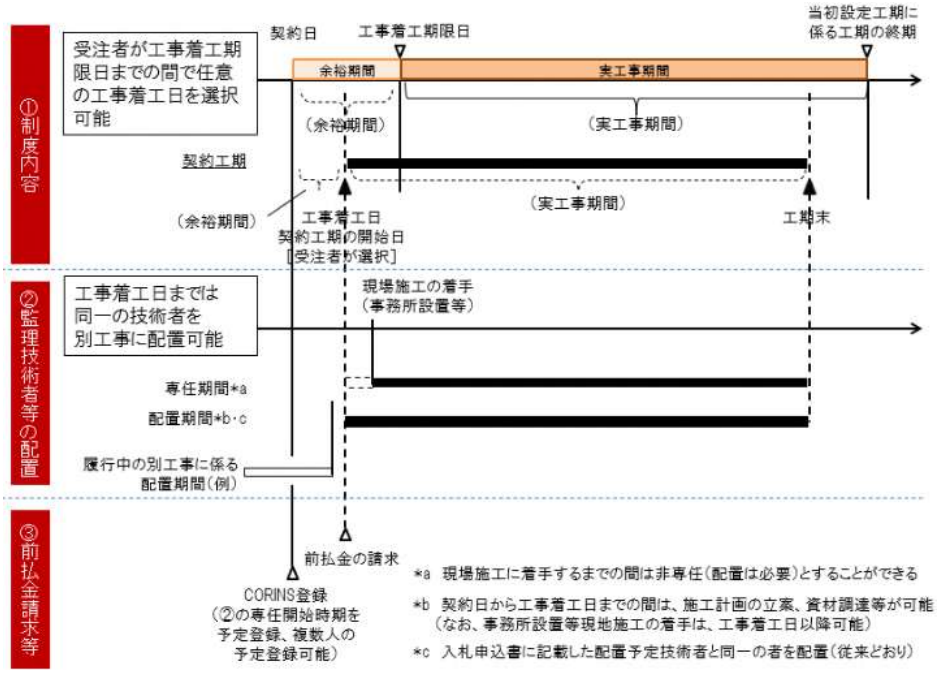

■余裕期間制度の概要

余裕期間制度とは、契約締結日の翌日から工事の始期（工事着工日）までの間に余裕期間を設定して発注し、工事の始期（工事着工日）もしくは終期（工期末）を機構が指定、または、受注者が選択できる制度であり、以下の①～③の方式がある。

① 発注者指定方式：機構が工事の始期（工事着工日）をあらかじめ指定する方式

② 任意着手方式：機構があらかじめ示した工事着工期限日までの間で、受注者が工事の始期（工事着工日）を選択できる方式

③ フレックス方式：機構があらかじめ示した全体工期（余裕期間と実工事期間を合わせた期間）内で、受注者が工期の始期（工事着工日）と終期（工期末）を選択できる方式

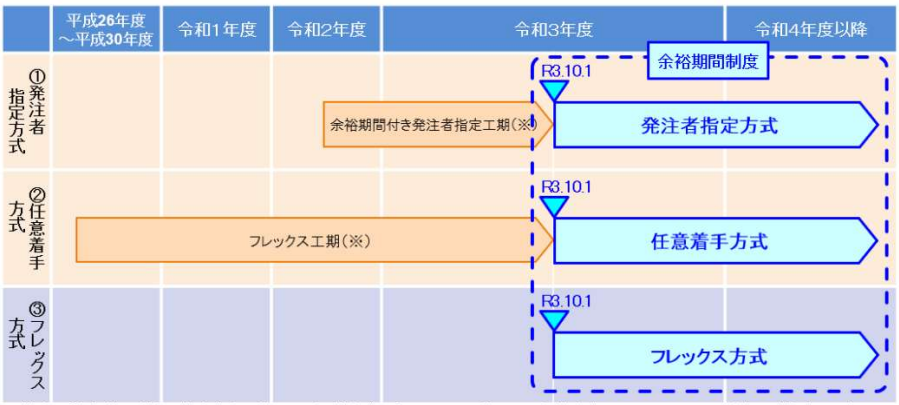

※従来の「余裕期間付き発注者指定工期による契約方式」、「フレックス工期による契約方式」について、R3.10.1以降に公告する工事では「余裕期間制度（発注者指定方式）」、「余裕期間制度（任意着手方式）」にそれぞれ改称。

別添１

（参考書式）

（任意着手方式適用工事用）

工　事　着　工　日　通　知　書

年　　月　　日

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
　本部長　井添　清治　殿

受注者　住所
　　商号又は名称
　　氏名

次のとおり工事着工日を定めましたので通知します。

工　　事　　名	
工　事　場　所	
契約予定年月日	年　　月　　日
工　　期	工　事　着　工　日から 年　　月　　日まで
工 事 着 工 日	年　　月　　日

契約時までに提出すること。
契約書には、本通知書により通知した工事着工日を記載する。

（※１）本件責任者（部署名・氏名）：
　　担　当　者（部署名・氏名）：
（※２）連絡先（電話番号）　１：
　　連絡先（電話番号）　２：

※１　本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。
　　押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。
※２　電話は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。
　　個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、１回線を記載。

別添２

確　認　書

独立行政法人都市再生機構(以下「発注者」という。)と○○○○○○○(以下「受注者」という。)は、下記１の工事(以下「工事」という。)の契約にあたり、次のとおり確認書を締結する。

第１　確認内容

発注者は、工事の契約に当たり、受注者が低入札価格調査において履行が可能な理由として示した事項について、下記２の「低入札価格調査による確認事項」(以下「確認事項」という。)のとおり発注者及び受注者が確認する。

第２　確認事項の履行

受注者は、工事の施工に当たっては確認事項を誠実に履行し、品質、安全等の確保に万全を期すものとする。

第３　工事成績評定の厳格化

発注者は、受注者が工事施工中に確認事項の履行状況を確認し、履行されていないと判断した場合は、受注者に対して文書等による改善等の指示を行うとともに、工事成績評定点を減ずる措置を行うものとする。

第４　品質及び安全の確保等に関すること

受注者は、工事の実施にあたり現場説明書、図面、仕様書等を熟知の上、品質の確保に努めると共に施工に際しては、工事用車両等の交通安全及び騒音・振動、粉塵等に配慮し、周辺環境に悪影響を及ぼさないよう行うものとする。

また、労務・資材の調達について、責任を持って確保し、品質及び工事工程に支障をきたさないようにするものとする。

第５　変更契約に関すること

受注者は、工事施工に際し、設計変更等が生じた場合は、発注者の指示に基づき誠実に対応するものとする。

また、変更契約において、今回契約の査定(落札率)を勘案することを了承するものとする。

第６　その他

受注者は、賃金・下請代金等の不払及び支払遅延をしないと確約するものとする。

記

１　契約対象工事名：　Ｒ０８北砂五丁目他１団地橋梁修繕調査工事

２　低入札価格調査による確認事項別紙

令和○○年○○月○○日

発注者　住所

氏名　　独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
本部長　　井添　清治　印

受注者　住所

氏名　　社名
代表取締役　　○○　○○　印

別紙

低入札価格調査による確認事項

低入札価格調査により履行可能な理由として示した事項は以下のとおりである。

1　○○○に関すること。
　①　△▽▲▼
　②　◇◆◇◆
　③　・・・・

2　◎◎◎に関すること。
　①△▽▲▼
　②　◇◆◇◆
　③　・・・・

3　※※※に関すること。

以　上

（別記様式）

別添３

令和　　年　　月　　日

独立行政法人都市再生機構 ○○本部
本部長　○○ ○○ 殿

所 在 地
名 称
代表者名　　（押印不要）

通 知 書

下記のとおり、建設業法第 20 条の２第２項に基づき、発生するおそれがあると認める工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報を通知します。

記

工事名：

□　主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰

（建設業法施行規則第１３条の１４第２項第１号）

発生するおそれのある事象※：（例）国際的な石炭価格上昇に伴うコンクリート価格の高騰

上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先：（例）報道等の URL を記載又はファイルを別添

※天災その他自然的又は人為的な事象により生じる発注者と受注者の双方の責めに帰することができないものを記載

□　特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰

（建設業法施行規則第１３条の１４第２項第２号）

発生するおそれのある事象※：（例）○○地震の復旧工事の本格化による交通誘導員の不足

上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先：（例）報道等の URL を記載又はファイルを別添

※天災その他自然的又は人為的な事象により生じる発注者と受注者の双方の責めに帰することができないものを記載

以　上

その他連絡事項（空欄可）（自由記述：上記のほか工期等に影響を与えることが想定される情報等）

（注）

1．本通知書については、建設業法施行規則第 13 条の 14 第２項に規定する事象が発生するおそれがあると認めるときに提出するものであり、当該事象の発生するおそれが認められない場合は、提出を求めるものではない。

2．本通知書を提出する場合は、落札決定（随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定）から契約締結までに提出するものとする。

3．「上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先」欄においては、受注予定者の通常の事業活動において把握でき、メディア記事、資材業者の記者発表あるいは公的主体や業界団体などにより作成・更新された一定の客観性を有する統計資料等に裏付けられた情報を用いること。（一の資材業者の口頭のみによる情報など、真偽を確認することが困難である情報は除かれることに留意すること。）

4．本通知書により通知した事象が契約締結後に顕在化した場合は、建設業法第 20 条の２第３項により、請負契約の変更についての協議を受注者から発注者に対して申し出ることができるが、当該協議については、本件工事の請負契約の規定等（スライド条項の運用基準等を含む。）に基づき対応を行うものであることに留意すること。

5．本通知書を提出していない場合であっても、本件工事の請負契約の規定等に基づき、請負契約の変更についての協議を受注者から発注者に対して申し出ることができる。